

千曲市バス・タクシー運行維持確保支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千曲市内のバス事業者及びタクシー事業者が、原油価格の高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続し、市民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客等の移動のための交通手段を維持確保するため、予算の範囲内において、千曲市バス・タクシー運行維持確保支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者及び法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。

(支援対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすバス事業者（第4条において「対象バス事業者」という。）及びタクシー事業者（第4条において「対象タクシー事業者」という。）とする。

- (1) 千曲市内に営業所があること。
- (2) 申請日において、法第4条の規定による許可を受けて事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- (3) 市税等に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第 77 号) 及び千曲市暴力団排除条例 (平成 24 年千曲市条例第 41 号) に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、支援対象としないものとする。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、支援対象事業者の区分に応じ、次に定める額を限度に交付するものとする。

支援対象事業者の区分	支援金の額
対象バス事業者	支援金の交付を受けようとする対象バス事業者が、申請日時点において、かつ申請日から遡る過去 1 年の間に、法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用または法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供している車両のうち、自動車検査証記録事項における「使用の本拠の位置」が千曲市内にあるものであって、乗車定員が 11 人以上 (ただし、千曲市から貸与されている車両は除く。) の数に 10 万円を乗じて得た額。
対象タクシー事業者	支援金の交付を受けようとする対象タクシー事業者が、申請日時点において、かつ申請日から遡る過去 1 年の間に、実際に法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供している車両のうち、自動車検査証記録事項における「使用の本拠の位置」が千曲市内にあるものであって、乗車定員が 11 人未満 (ただし、千曲市から貸与されている車両及び福祉輸送事業に限って使用する車両は除く。) の数に 3 万円を乗じて得た額。

(交付の申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、千曲市バス・タクシー運行維持確保支援金交付申請書 (様式第 1 号) に、次に掲げる書類を添えて、令和 8 年 11 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法第 4 条の規定に基づく当該事業の許可を受けていることを証明する書類の写し
- (2) 申請台数に係る事業用自動車の自動車検査証記録事項の写し
- (3) 輸送実績報告書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項による申請は、同一の支援対象事業者につき1回限り行うことができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、千曲市バス・タクシー運行維持確保支援金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 支援金の交付を受ける権利は、その全部又は一部を第三者に対して譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支援金の請求)

第8条 第6条の規定により支援金の交付決定を受けた者が、支援金の交付を受けようとするときは、千曲市バス・タクシー運行維持確保支援金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたと認められるときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

(関係書類の整備)

第10条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付の対象となる事務又は事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、支援金の交付申請をした日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、支援金の支出の完了の日限り、その効力を失う。

- 3 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けた者については、失効前の第9条の規定は、なおその効力を有する。